

介護給付費負担金の交付が過大

12件 不当金額(支出) 8167万円

1 負担金の概要

介護保険(後掲87ページ参照)に対する国庫助成の一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、国から市町村に対して介護給付費負担金が交付されている。

この負担金の交付額は、次の計算式により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{介護給付及び予防給付に} \\ \text{要する費用の額} \\ \text{(介護給付費等)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{国の負担割合} \\ \left[\begin{array}{l} \text{施設等分 } 15/100 \\ \text{その他分 } 20/100 \end{array} \right] \end{array}}$$

そして、国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

(ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費等であり、負担割合は15/100

(イ) その他分は、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は20/100

2 検査の結果

9都道府県の11市区町及び1一部事務組合は、介護給付費等について施設等分とその他分の区分を誤り国の負担割合が高いその他分を過大に集計するなどして、負担金の交付額を過大に算定していた。このため、負担金交付額計8167万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年度	負担金交付額	不当と認める 負担金交付額	摘 要
北海道	札幌市	平成 28	225億6959万 円	317万 円	施設等分及びその他分の集計を誤っていたもの
岩手県	下閉伊郡岩泉 町	27、28	4億6455万	294万	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
宮城県	石巻市	26、27	43億1944万	256万	施設等分とその他分の区分を誤っていたものなど
同	東松島市	25～27	14億0206万	428万	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
同	宮城郡利府町	25～27	8億2468万	739万	施設等分とその他分の区分を誤っていたものなど
山形県	西村山郡朝日 町	28、29	3億1795万	632万	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
群馬県	富岡市	28～30	20億6326万	175万	同
東京都	港区	29	24億0333万	259万	その他分の集計を誤っていたもの
新潟県	長岡市	26～28	130億0250万	161万	施設等分及びその他分の集計を誤っていたもの
同	上越市	29	38億2823万	3070万	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
富山県	新川地域介護 保険・ケーブル テレビ事業 組合	28	12億4360万	1073万	同
福岡県	筑紫野市	27	9億6133万	756万	施設等分及びその他分の集計を誤っていたものなど
計	12事業主体		534億0056万	8167万	